

令和5年度採用 小野町職員募集

募集①

一般事務(高校卒程度)

- 募集人数
若干名
- 受験資格
昭和57年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
- 試験の方法・期日・場所
〈第一次試験〉
筆記試験
(教養試験・性格特性検査・職場適応性検査)
9月18日[㊤]
小野町多目的研修集会施設
(小野町大字小野新町字中通2番地)
〈第二次試験〉
10月下旬頃実施予定
小野町役場

募集②

社会福祉士(資格免許職)

- 募集人数
若干名
- 受験資格
昭和57年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で社会福祉士の資格を有する方または令和5年3月までに資格取得見込みの方
- 試験の方法・期日・場所
〈第一次試験〉
筆記試験
(教養試験・専門試験・性格特性検査・職場適応性検査)
9月18日[㊤]
福島県自治会館
(福島市中町8番2号)
〈第二次試験〉
10月下旬頃実施予定
小野町役場

お申し込み

■ 申し込み用紙の請求

申し込み用紙は役場で交付するほか、町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。郵送での請求の場合は120円切手を貼った自分宛での返信用封筒(角形2号)を同封してください。

◆ 町公式ウェブサイト QR コード



■ 募集期間

7月13日[㊤]から8月12日[㊤]まで(郵送による申し込み用紙提出は8月10日[㊤]までの消印のあるものが有効)

☎総務課 ☎72-2111



租税教室の様子

令和4年度租税教室を5月25日に小野小学校で行いました。租税教室は、児童や生徒などに対し、税金の仕組みや納税の必要性を知ってもらうことを目的に、郡山地区租税教育推進協議会が主催となり行っています。今回は役場税務課職員が講師となり、小野小学校6年生の児童を対象に行いました。租税教室終了後、児童の皆さんからは「税金についてよく分かった」「税金は必要なものだと感じた」などの声が聞かれ、税金の重要性や必要性を感じている様子でした。

小野小学校で
租税教室を行いました

小野町飲用水確保対策事業補助金

井戸掘削・水質検査などにかかる費用を助成します

町では、安全で安心な生活用水の安定的な確保および上水道普及区域と未普及区域との均衡を図るため、個人または共同で設置する井戸の掘削工事ならびに水質検査などにかかる費用を助成します。

井戸ボーリング費用などの助成

対象施設

居住の用に供する住宅に飲用水を供給する井戸など
※店舗・事業所・共同住宅は対象外とします。

対象費用

井戸ボーリング工事費／取水管工事費／ポンプ設置工事費／浄水器設置工事費／貯水槽等設置工事費／給水施設設置後の水質検査費など
(総額10万円以上の場合を対象とします。)
※対象(工事)費用については、別途ご相談ください。

対象者

- ・町に居住している方、または居住しようとする方。
- ・上水道給水区域外であること。ただし給水区域内で水道管の布設が著しく困難な場合は交付対象とします。
- ・使用する方に町税等の滞納がないこと。

補助金額および回数

補助金額：対象費用の3分の1以内、30万円を上限とします。
補助回数：1回限り

水質検査費用の助成

対象費用

飲用水として使用する水源の水質検査費(井戸水・引き水など)

対象者

- ・町に居住している方、または居住しようとする方。
- ・使用する方に町税等の滞納がないこと。

補助金額および回数

補助金額：対象費用の2分の1以内、3千円を上限とします。
補助回数：1年に1回

詳しくは
お問い合わせ
ください

☎ 地域整備課 ☎ 72-6936



○ バスの車内事故防止キャンペーンを実施しています

県バス協会は、走行中のバス車内の事故を防止するため、7月1日から31日まで「車内事故防止キャンペーン」を実施しています。

バスの走行中に席を立つと、転倒などと思わぬけがをすることがあります。降りる際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席を立つようにしましょう。

またバスは安全運転に徹していますが、やむを得ず急ブレーキをかける場合があります。満席で立ったまま乗車している際には、つり革や握り棒につかまってご利用ください。

車内事故防止に、皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和4年度 国民健康保険税のお知らせ

令和4年度の国民健康保険税率(国保税)が、表1のとおり決まりました。



令和4年度の変更点

- ①令和4年度から未就学児(6歳に達する年度まで)の均等割額が5割軽減されます。すでに7割・5割・2割の軽減を受けている世帯については、軽減後の金額の2分の1が軽減されます。
- ②国保税の限度額について医療分が2万円、後期高齢者支援金分が1万円、合計で3万円上がります。令和4年度の国保税の限度額は合計で102万円となります。

国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するために加入者の皆さんから負担していただく大切な財源となっています。忘れずに納付しましょう。

なお納税通知書は7月中旬に世帯主の方(納税義務者)へ送付されますので、各期別の納期限(表2)内に納付をお願いします。

■表1 令和4年度国民健康保険税率

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	7.20%	2.40%	2.20%
均等割	23,400円	8,200円	9,400円
平等割	16,800円	6,000円	4,200円
限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※国保税率の所得割・均等割・平等割については、昨年度と同様です。

【用語の解説】

- ◆医療分・・・加入するすべての方に課税されます。
- ◆後期高齢者支援金分・・・加入するすべての方に課税されます。
- ◆介護分・・・40歳から64歳までの方に課税されます。
- ◆所得割・・・前年度の所得に応じて算出される額です。
- ◆均等割・・・世帯の加入者1人当たりの金額です。
- ◆平等割・・・1世帯当たりの金額です。

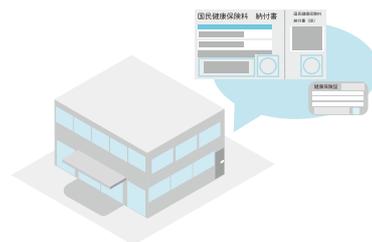
■表2 令和4年度国保税納期一覧

期別	納期限
1期	8月1日(月)
2期	8月31日(水)
3期	9月30日(金)
4期	10月31日(月)
5期	11月30日(水)
6期	12月26日(月)
7期	令和5年1月31日(火)
8期	2月28日(火)

国保税の免除・減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する方は、国保税が免除または減免となりますので申請をしてください。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯の方は全額免除となります。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる方は、所得に応じて減免となります。



申請について、ご不明な点などあれば、町民生活課または税務課までお問い合わせください。

☎町民生活課 ☎72-6933

☎税務課 ☎72-6932

保険証・受給者証などの更新のお知らせ

現在交付している下表の保険証・受給者証などの有効期限は「令和4年7月31日まで」となっています。

対象となる方には、更新に必要な申請書または新しい保険証・受給者証をお送りします。更新にあたり申請が必要な場合には、忘れずに申請書を提出しましょう。

期限の切れた保険証は、保険証の誤使用や詐欺被害などを防ぐため、町民生活課まで返却していただくか、ご自身で破棄してください。

ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断などにより確実に破棄してください。

■更新が必要な保険証・受給者証など

区分	後期高齢者医療被保険者証(※1)	後期高齢者医療 限度額適用認定証	国民健康保険 限度額適用認定証	国民健康保険 高齢受給者証
		限度額適用・ 標準負担額減額認定証 (※2)	限度額適用・ 標準負担額減額認定証	
対象者	後期高齢者医療制度加入者(※3)		国民健康保険加入者	70歳から 74歳までの方 (国民健康保険加入者)
手続き方法 ・受付日程	7月下旬までに新しい保険証・認定証をお送りします。		引き続き認定証が必要な方は申請書を町民生活課まで提出してください。 (対象者には個別通知をお送りします。)	7月下旬までに新しい受給者証をお送りします。
手続きに必要なもの			・被保険者証(保険証) ・個人番号が分かるもの (詳しくは個別通知をご確認ください。)	

(※1)今年度は窓口負担割合の見直しがあるため、10月1日から使える保険証を9月下旬頃送付します。

(※2)令和3年度中に認定証の交付を受けていた方で、今年度も引き続き該当になる方にお送りします。

(※3)65歳から74歳までの一定の障がいがある方で、後期高齢者医療制度に加入している方も含みます。

－ 注意事項 －

- ・被保険者証または受給者証、認定証の自己負担割合・区分は所得の状況や申告の修正、加入者の異動により変更となる場合があります。
- ・未申告の方がいる世帯の場合、正しい区分判定が行われませんので、忘れずに所得の申告をしましょう。

町民生活課 ☎72-6933

国民年金コーナー

～保険料を納めるのにお困りのときは～
国民年金保険料免除・納付猶予制度を利用しましょう！

国民年金には、失業した場合や所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」(先送り)される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権や万が一障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人や世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額または一部免除となります。

なお一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり未納期間となりますので、必ず納付してください。

②納付猶予申請

50歳未満の方(学生を除く)で、本人や配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

■手続き

住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。(申請書は町民生活課または年金事務所にあります。)

■必要なもの

- ①年金手帳(基礎年金番号通知書)または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ②雇用保険受給資格者証または離職票の写し(失業などによる申請の場合のみ)

■受付期間など

令和4年度分(令和4年7月分から令和5年6月分までの保険料)の免除などの受け付けは7月から開始しています。

また過去の期間についても申請時点から2年1カ月前の月分まで遡って申請することができます。

問 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

問 町民生活課 ☎72-6933

《受給資格期間・年金額の違い》

年金の種類		納付状況		納付	全額免除	一部免除 (一部納付)	納付猶予	未納
		納付	免除					
老齢基礎年金	受給資格期間への算入	○	○	○	○	○	○	×
	年金額への反映	○	○※	○※	○※	○※	×	×
障害・遺族基礎年金受給資格期間への算入		○	○	○	○	○	○	×

※老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて、年金額が低額となります。

たくさんの ご協力に感謝

6月5日におのタウン・コムコムで献血を実施しました。

朝からたくさんの方が来場され、待ち時間が発生する場面も見られましたが、81の方が400mlの献血にご協力くださいました。大変ありがとうございました。

今年度、町内で実施する献血は別表のとおりです。日頃から健康管理に努めていただき、多くの方が献血会場にお越しくださいますよう、あらためてお願いします。

健康福祉課

☎72-6934



別表

日時	場所	受付時間
9月9日(金)	JA福島さくら 小野支店	午前：9時30分から11時まで 午後：企業のみ
10月30日(日)	B&G海洋センター (小町ふれあいフェスタ 会場内)	午前：10時から12時30分まで 午後：2時から4時まで
令和5年 1月29日(日)	おのタウン・コムコム	午前：10時から12時30分まで 午後：2時から4時まで

「つどいの広場」開催

－ 同じ悩みを語り合い、互いに支え合う場 －

田村地方基幹相談支援センターは、障がいのある人やその家族が安心して知識や情報を分かち合ったり、悩みを相談してお互いを支える場です。

毎月最終金曜日に「つどいの広場」を開催していますので、ぜひご参加ください。

■日時

7月29日(金)

午前10時から午前11時30分まで

■場所

田村地方基幹相談支援センター
(田村市船引町北鹿又字沼ノ下121-190)

■対象者

田村市、三春町、小野町在住の方

■参加料

無料

■申し込み方法

電話での申し込み

田村地方基幹相談支援センター ☎61-5056

☆田村地方基幹相談支援センターから☆

「精神障がい」について

精神障がいは、頭部へのケガや脳の機能異常、心理的ストレスにより脳内に障がいが起こることが原因で、意欲の低下や睡眠障がい、幻覚や幻聴などさまざまな精神症状、身体症状、行動の変化が現れ、日常生活や社会参加に困難をきたす状態のことをいいます。

精神障がいの代表例としてうつ病などの気分障がいや依存症、統合失調症、てんかん、高次機能障がいなどがあります。

精神障がいは誰にでも起こり得る病気です。また、「気持ちの持ちよう」といった精神論的な状態ではなく、「脳の病気」として生じている状態であると理解することが大切です。

精神障がいのことでお悩みの場合は、田村地方基幹相談支援センターまでお気軽にご相談ください。

ご案内

○郡山地方広域消防組合
職員を募集します

令和5年4月1日採用予定の郡山地方広域消防組合職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

受験の申し込みについては、郡山地方広域消防組合ウェブサイトでインターネット上で手続きをすることができます。



ウェブサイトQR

■募集人員

5人程度

■受験資格

平成7年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません。)

■受付期間

7月25日(金)から8月26日(金)まで

■第一次試験

9月25日(日)

■会場

郡山地方広域消防組合消防本部および郡山市中央公民館金透分室



自衛官などを募集します

防衛省自衛隊では、次のとおり自衛官などを募集します。詳細については、お気軽にお問い合わせください。

募集種目		資格	受付期間 (締め切り日必着)	試験期日
航空学生	海	18歳以上23歳未満の方 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))	7月1日(金) ～ 9月8日(木)	第一次：9月19日(月) 第二次：10月15日(土)～20日(木) 第三次：11月18日(金)～12月14日(水)
	空	18歳以上21歳未満の方 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))		第一次：9月19日(月) 第二次：10月15日(土)～20日(木) 第三次：11月12日(土)～12月15日(木)
一般曹候補生		18歳以上33歳未満の方	7月1日(金) ～ 9月5日(月)	第一次：9月15日(木)～18日(日) 第二次：10月8日(土)～23日(日) ※いずれか1日を自衛隊が指定
自衛官候補生			通年	受付時にお知らせします。
防衛大学校 学生	推薦	18歳以上21歳未満の方(高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))で学校長が推薦できる方	9月5日(月) ～ 9月9日(金)	9月24日(土)・25日(日)
	総合選抜	21歳未満の方 ※自衛官は23歳未満 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))		第一次：9月24日(土) 第二次：10月29日(土)・30日(日)
	一般		7月1日(金) ～ 10月26日(水)	第一次：11月5日(土)・6日(日) 第二次：12月6日(火)～10日(土)
防衛医科大学校 医学科学生		18歳以上21歳未満の方 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))	7月1日(金) ～ 10月12日(水)	第一次：10月22日(土) 第二次：12月14日(水)～16日(金)
防衛医科大学校 看護学科学生 (自衛官候補看護学生)		18歳以上21歳未満の方 (高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む))	7月1日(金) ～ 10月5日(水)	第一次：10月15日(土) 第二次：11月26日(土)・27日(日)

☎自衛隊福島地方協力本部郡山地域事務所 ☎024-932-1424

ふるさと文化の館情報

☎ふるさと文化の館
☎72-2120



図書館
Library

◆来館困難者サービスのご案内

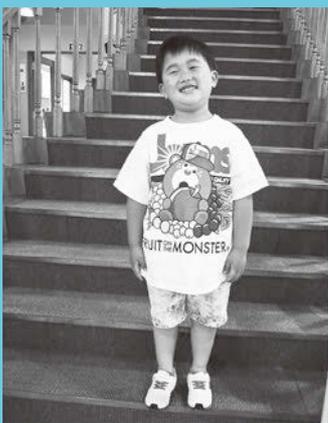
健康上の理由などで来館が困難な方へ宅配での貸し出しを無料で行っています。借りられる冊数は1回3冊まで、期間は3週間です。

利用を希望する方は、事前に図書館へご連絡ください。

なお利用できるのは次の方です。

- ①障がい者手帳1級および2級の交付を受けている方
- ②精神障がい者保健福祉手帳1級および2級の交付を受けている方
- ③自立支援医療受給者証の交付を受けている方
- ④療育手帳の交付を受けている方

◆読書マラソン完走！



大樂喜本さん

大樂喜本^{きなり}さん(あおぞら保育園)がゴールを迎え100冊読破を達成しました。大樂さんにはバッチと記念品が贈られました。

●参加申し込みはカウンターで随時受け付けています。皆さんの参加をお待ちしています。

information お知らせ

令和4年度福島県警察採用候補者試験日程

令和4年度福島県警察採用候補者試験を下記のとおり実施します。

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
警察官A(第2回) (大学卒程度)	1989年(平成元年)4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業した方または2023年(令和5年)3月末までに大学を卒業する見込みの方。	7月25日(月) ～ 8月19日(金)	第一次試験 9月18日(日) 第二次試験 10月27日(木) ～ 10月28日(金)
警察官B (高校卒程度)	1989年(平成元年)4月2日から2005年(平成17年)4月1日までに生まれた方。 ※大学を卒業した方または2023年(令和5年)3月末までに大学を卒業する見込みの方を除きます。		第一次試験 9月18日(日) 第二次試験 10月23日(日) ～ 10月26日(水)

詳細については、下記へお気軽にお問い合わせください。

☎田村警察署小野分庁舎総務係 ☎0247-72-2121

☎福島県警察本部警務課人事係 ☎0120-276-314

○戦没者などのご遺族の皆さんへ

―第11回特別弔慰金の―案内―

戦後75年の節目に当たり、戦没者などのご遺族に對して国としてあらためて弔慰の意を表すため、特別弔慰金の請求を受け付けています。

■支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」を受け取らない場合、次の①から④の順序のうち、順位が最も高いご遺族1人に支給されます。

- ①基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの1父母2孫3祖父母4兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件により、順番が入れ替わります。

④①から③以外の戦没者などの三親等以内の親族

※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

■支給内容

額面25万円(5年償還の記名国債)

■請求期限

令和5年3月31日(金)
※請求期限を過ぎると受給できなくなります。

☎健康福祉課

☎7216934

美術館 Museum

◆写真展のご案内

町内在住の小坂定良さんの写真展を開催します。スカイスポーツの写真など約80点の作品を展示しますので、ご覧ください。

○会期

7月30日(土)から
8月21日(日)まで

